

令和7年11月25日

神栖市長 石田 進 様

神栖市補助金等審議会
会長 石毛 和彦



令和8年度補助金交付要望団体の補助金の額について（答申）

神栖市補助金等審議会に諮問された、令和8年度補助金交付要望団体の補助金の額については、提出された要望書等を慎重審議した結果、別添の通り決定したので、要望事項を付して答申する。

なお、要望事項については、速やかにその内容を検討し適切に処理されたい。

要望事項

1 概要

本審議会に諮問された令和8年度神栖市補助金の要望状況は、5団体から合計1,900千円の要望があり、経費削減等の団体の自立に向けた取組を進めているところではあるが、物価高騰や会員数の減少等、団体の活動を継続するには厳しい状況が続いていることから、要望額と同額を諮問額として提示された。審議した結果、全ての要望団体について諮問額のとおり答申額（別紙のとおり）を決定した。

交付団体においては、補助金は市民からの貴重な税金を原資として交付されるものであることを改めて認識し、事業内容の精査・充実を図ること。また、目的達成のため、補助金を最大限有効に活用されるよう、行政当局からの徹底した指導を併せて要望する。

2 具体的要望事項

(1) 事業の充実について

補助金交付団体においては、補助金が市民からの貴重な税金を財源として支出されていることを重く受け止め、社会の変化や市民ニーズに即した公益性の高い事業の実施に努めるとともに、活動状況のPRや、事業実施の際の一般からの参加など、積極的な取り組みを行うこと。

(2) 補助対象経費について

補助金は市民からの貴重な税金を原資として交付されるものであるため、その用途については市民の理解が得られるものでなければならない。補助金交付団体は、補助金を充当する経費を慎重に判断すること。

(3) 補助金交付団体の自立について

補助金はあくまでも財政支援であり、各団体の自立が理想の姿である。物価高騰や会員数の減少など、厳しい状況が続いているが、補助金交付団体は経費削減や自主財源の確保に努めること。また市の所管課は、補助金交付団体の自立を促し、補助金を経常的な財源として捉えることのないよう指導すること。

(4) 補助金交付団体への助言について

各団体の所管課は、申請時の事業計画書や実績報告書の受領の際、十分な確認を行い活動内容の実態把握に努めるとともに、補助金を漫然と交付することのないよう適正な執行に努めること。また、上記(1)～(3)の事項について、所管課は団体との関わりを深め、指導・助言を適切に行うこと。

(別紙)

令和8年度補助金交付要望団体 答申額及び指摘事項

1 答申額等

(単位:千円)

番号	団体名	R8要望額	R8諮問額	R8答申額	備考
1	神栖市子ども会育成連合会	400	400	400	
2	神栖市PTA連絡協議会	600	600	600	
3	神栖市防火クラブ	270	270	270	
4	神栖市身体障害者福祉協議会	305	305	305	
5	神栖市遺族会	325	325	325	
合計		1,900	1,900	1,900	

2 指摘事項

番号	団体名	指摘事項
1	神栖市子ども会育成連合会	子ども会の必要性は理解するが、ライフスタイルの変化に伴って加入率が低下しており、団体のあり方を含め、運営方針や活動内容について、見直しの時期を迎えていると考える。 課題に向き合い、施策効果の検証や必要な改善策を講じ、持続可能な子ども会組織の構築に努めていただきたい。
2	神栖市PTA連絡協議会	補助金の主な充当先が上部組織への負担金であることは、補助金の本来あるべきかたちとは考えにくいため、補助金の使途について再考すること。 また、活動しやすい組織運営に視点を置き、保護者及び先生の負担にならないよう、公益上の存在意義や活動目的が時代に即した組織の構築を図られたい。
3	神栖市防火クラブ	家庭における防火・防災意識の普及や向上は地域に必要であると考え。小中学校などでの啓発活動も検討いただきたい。 また、例年指摘している事項であるが、新規会員の獲得など自主財源の確保に努めることや、日当支給について内容や規約の見直しを図ることなど、継続して進めること。
4	神栖市身体障害者福祉協議会	障がい者の方々が参加しやすい組織の構築が新規会員の獲得に繋がると考える。ニーズに即した調査・研究を進め、組織環境に反映するよう取り組んでいただきたい。 また、ボッチャなどの障がい者スポーツは生涯スポーツに発展するものとする。障がい者、健常者関係なく、多くの方に体験していただける機会の創出を検討いただきたい。
5	神栖市遺族会	団体として継続的に活動できるよう、今後も行政と連携を図り、国の動向や他自治体の取組みを注視し、準会員のみの組織をどのように運営していくのか検討いただきたい。 また、恒久的な平和思想の普及のために、各種事業の実施にあたり、広く一般の方へ周知を行い、市民参加型の事業を展開していただきたい。